

寒川町立寒川東中学校 いじめ防止基本方針

1 策定にあたって

学校は生徒が安心して通えて安全に生活や学習ができる場でなくてはならない。昨今、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生していることを受け、国においてもいじめの問題は国民的な課題であるという認識から「いじめ防止対策推進法」が制定された。本校においても、学校全体としていじめの防止、いじめへの対応のほか日常的な教育相談や生徒指導のあり方等についての体制を整備し安心・安全な学校づくりを推進するための基本方針をここに策定する。

2 いじめに対する基本認識

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう絶対に許されない行為である。
- (2) いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる問題である。
- (3) いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の生徒にも注意を払う必要がある問題である。

3 いじめ対策の基本理念

- (1) いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、生徒に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組む。
- (2) いじめは、人間として決して許されない行為であるという正しい理解を、子どもに関わるすべての大人がもつ。
- (3) いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであることを認識し、家庭や地域住民、関係機関等とも十分連携して取り組む。
- (4) いじめは、生徒たちが所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進める。

4 いじめ問題への対応

(1) いじめの未然防止

① 「生命尊重」「他者理解、思いやり」の心の育成

「いのちを尊ぶ心」や「他者を思いやる気持ち」を、道徳の授業を要としながら教育活動全体を通して育成する。

② コミュニケーション能力の育成

一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、情報モラル教育の一層の充実に取り組む。

- ③ ストレス等に対処できる力の育成
生徒が抱える学習や進路、家庭環境、友人関係等につつまれるストレス等の要因に着目し、その改善に努めるとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む。
- ④ 自己有用感、自己肯定感の育成
生徒が自分の存在が認められている、必要とされているという気持ち（自己肯定感、自己有用感）をもてるように、教育活動の様々な場面を活用、工夫する。

(2) いじめの早期発見

- ① 日常的な観察、教育相談の充実
学校においては教職員が日頃から生徒たちの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な声かけや対応ができるように努める。
- ② 生徒との良好な人間関係づくり
困った時にも生徒が相談しやすい人間関係の構築に努める。
- ③ アンケート調査の活用
アンケート調査等によって、定期的に生徒たちの状況を把握する。

(3) いじめの早期対応・早期解決

- ① 組織的な対応、報告・連絡・相談
いじめには、チームで組織的に対応する。特定の職員が情報を抱え込む等の状況を起こさないために、関係職員のほか学年主任、生徒指導担当教員、養護教諭、管理職等の教職員が連携して、組織としてきめ細かい対応を心がける。なお、その際、報告・連絡・相談が速やかに行われるよう留意する。
- ② 暴力、インターネットに関わるトラブルに対して
暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている生徒の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に迅速な対応に努める。
- ③ いじめを受けている生徒の安全確保
いじめを受けている生徒を最後まで守り通すという認識のもと、いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するための手立てを講じる。
- ④ いじめを行った生徒への対応
いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生

活を営ませるための指導や助言を行う。

(4) 家庭との連携

- ① 生徒一人ひとりの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶ心」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、家庭との連携が不可欠である。様々な機会をとらえ保護者の考えや意見を聞くとともに、家庭の協力を求めたり、家庭への啓発に努める。

(5) 関係機関との連携

- ① いじめの発生にあたっては町教育委員会ときめ細かな連絡を取り合う。
- ② 必要に応じて児童相談所、少年相談・保護センター、警察署等関連機関との連携を図る。

(6) 地域との連携

- ① 子どもたちの健全な育成のためには、地域社会全体で子どもたちを見守り育てる体制の構築が不可欠である。日頃から地域住民との良好な協力関係を築いておきたい。また、生徒たちが地域社会の中で活動する場面や、地域の大人たちと接する中で、存在を認められるような仕組み、環境づくりも必要である。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- いじめを受けた生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- いじめを受けた生徒が、そのため相当の期間の欠席を余儀なくされている疑いがある場合

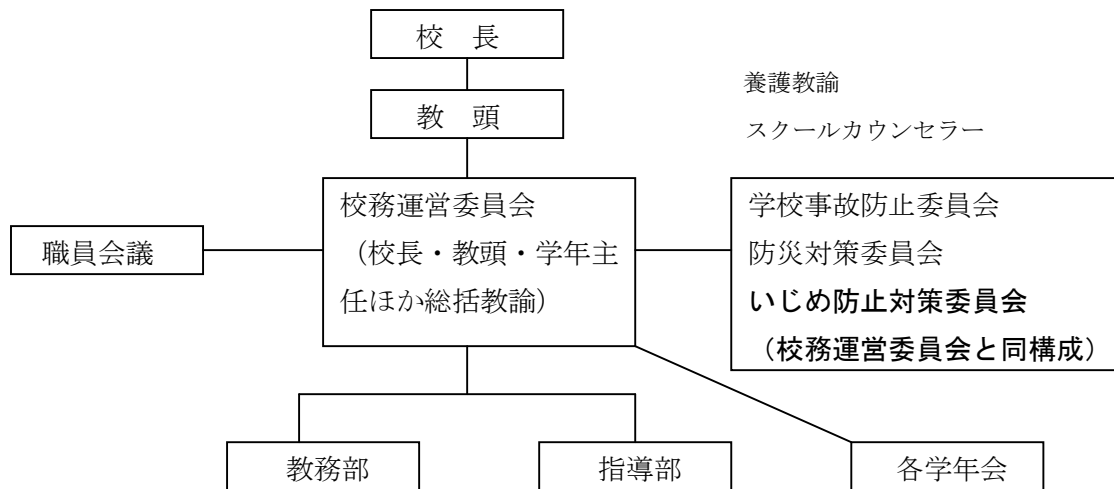
(2) 学校の対応

- ① 重大事態が発生した場合、町教育委員会への報告を行う。
- ② 管理職を中心として総括教諭等を加えた緊急対策チームを組織して対応にあたる。適宜、臨時職員会議を招集して報告、協議等を行う。
- ③ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、適時、的確に情報提供を行う。
- ⑤ 学校が実施した調査結果等について町教育委員会に報告する。

6 いじめ防止等の対策のための組織

- (1) 「いじめ防止対策委員会」は、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職を中心とした「校務運営委員会」のメンバーで構成し、月1回各学年の生徒の状況について情報交換を行う。事案の内容に応じて養護教諭、スクールカウンセラー等を加える。

(2) 全体で共有すべき内容については職員会議（臨時も含む）をもって充てる。



7 いじめ防止のための取り組み、年間計画

- (1) 教室に生徒だけがいるという時間を極力つくらない。
- (2) 6月と10月を「教育相談推進月間」として、生徒への意識啓発を図るとともに、スクールカウンセラーの活用についても周知する。
- (3) 年3回（6月、10月、1月）、「生活及びいじめについて」のアンケート調査を実施して実態把握に努め、必要に応じて教育相談等の対応を行う。
- (4) 定期試験前の1週間を「学習相談週間」として放課後に補習や生徒の質問に答える時間をとる。教育相談にも応じる期間とする。
- (5) 1月の新入生保護者説明会で、携帯・スマートフォンの危険性について周知する場面を設定する。1年生対象に安全教室を開催する。
- (6) その他

「今年度学校運営の基本方針」参照

平成26年1月30日策定